

三十令別認覺書、通り円満解決ス
石及申(通)報候也

(別記) 覺書

今取寄在振込一因、申出嘆願ニ答キ双方取戻ノ上、九ノ條項より、自今覚候スルモノトス
第一條 共済金、負担額ハ会社金、共同金、共同金ニ対スル、損失金、共同金、
ニ共済金ノ規約ハ双方取戻、上決定スルモノトス

但シ専務ヲ含ム(積立金保管部在会評議ニ於テ取扱フコト)

第二條 株高ナカリ、場合ニ規定ノ仕込ミヲ支給スルコト

但シ現在ヨリ増額スル場合ハ仕込金減額スルコトマルヘシ

第三條 其月ノ株高仕込金ヨリ超過ノ場合ハ三分、一ヲ支給ス

第四條 實際病業ノ場合ハ一週間ノ休養ヲ許シ夫以テシテ、漫ル場

合ハ代振頭ノ差出シ業務ニ續クルコト

第五條 不幸ノ場合ハ金二十円也、一時貸典ス(但シ共済会ヨリ支

出スルコト)

第六條 金貸金ハ拾五円、暮貸金ハ拾拾円ヲ貸典シ返済方ハ

金金ハ其ノ年、暮迄ニ返却シ暮金ハ翌年盆迄ニ必ス返済

ノ事其ノ方法ハ株高ノ残額ヲルモノハ其三分、一ヲ返済シテ

ニ残額ナキモノハ仕込金月割ニテ返済

第七條 作事一週間以上ニ亘ル場合ハ日数ニ應ジ仕込日割勘

定ニテ一日ノ金是用也、手前金ヲ給ス

第八條 不可抗力ニ依ルシテ、不足又ハ輕減ノ弁償ハ免除スル

コト

但シ専務ノ怠慢ヨリ生スル損害金ニ対シテハ、其ノ限ニテラズ

第九條 左ノ條項ノ場合ハ直ニ下取ヲ命令ス

一、怠慢ヨリ生スル重大ナル過失

二、理由ナクシテ、古語後ノ指圖ニ従ハサルトキ